

第1章 計画に関する基本的な考え方

1 策定の趣旨等

- 地域間や診療科間の偏在の是正に向けて医師確保対策を進めるための計画
- 医療法第30条の4の規定に基づく「栃木県保健医療計画」の一部
- 医師全体の確保を進めつつ、産科及び小児科については個別に医師確保に関する計画を定める

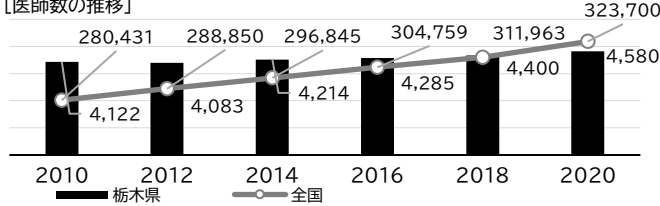
2 医師確保計画の長期的な目標等

- 目標年 2036年
- 目標 栃木県及び各二次保健医療圏の医師偏在指標が全国値と等しい値となること
- 計画期間 3年間

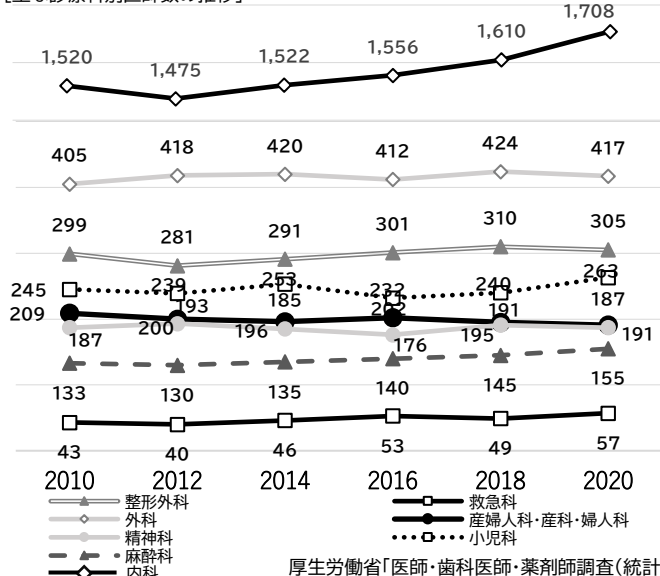
第2章 栃木県の医療を取り巻く状況

1 医師数

[医師数の推移]



[主な診療科別医師数の推移] 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」



2 医師偏在指標

3 医師少数区域・医師多数区域の設定

- 全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として国が算出・公表
- 医師偏在指標の下位33.3%を医師少数区域及び医師少数都道府県、上位33.3%を医師多数区域及び医師多数都道府県と設定※  
※産科及び小児科における医師偏在指標では、(相対的)医師多数区域を設定しない
- 医師偏在是正の進め方としては、医師確保計画の1計画期間ごとに、医師少数区域に属する二次医療圏又は医師少数都道府県に属する都道府県がこれを脱することを繰り返すことが基本

医療圏等	指標	順位※	区域分類	
全国	255.6	—	—	
栃木県	230.5	31		
医療圏	県北	171.2	241	医師少数区域
	県西	168.1	245	医師少数区域
	宇都宮	207.6	132	
	県東	207.0	135	
	県南	345.3	19	医師多数区域
	両毛	179.3	223	医師少数区域

厚生労働省提供データ ※330二次医療圏中の順位

第3章 医師確保の考え方

1 医師確保の方針及び目標医師数の設定

区分	医師の確保の方針
栃木県	県内3つの二次保健医療圏が現時点で医師少数区域に該当しており、これらの医療圏が医師少数区域を脱するために、医師多数都道府県からの医師の確保を含め、様々な施策に取り組み医師の確保を図る
県南	大学病院で提供すべき医療には一定程度の医師数が必要となるため、各医療機関における状況を見極めた上で、県内の医師少数区域への医師派遣等の調整を行う
宇都宮、県東	医療圏内の医療機関の医師不足の状況を見極めながら、必要に応じて短期的な施策により医師の増加を図る
県北、県西、両毛	医師少数区域を脱するようまずは短期的な施策により医師の増加を図る

※短期的な施策の例・・・医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの運用  
長期的な施策の例・・・大学医学部における地域枠の設定

医療圏等	現在の医師数 (標準化医師数) (2022年)	基準となる医師偏在指標を超えるために必要な医師数	目標医師数 (2026年)	
栃木県	4,607人	4,332人	4,607人	
医療圏	県北	585人	581人	585人
	県西	274人	265人	274人
	宇都宮	1,104人	929人	1,104人
	県東	194人	153人	194人
	県南	1,939人	969人	1,939人
	両毛	510人	471人	510人

厚生労働省提供データ

- 国のガイドラインに基づく、「目標医師数」は「現在の医師数」(標準化医師数)と同じ値を設定
- しかしながら、一部の地域や診療科において依然として十分な医師確保がなされているとは言えない状況にあることから、引き続き、医師の確保・育成を推進

2 目標医師数を達成するための施策

- とちぎ地域医療支援センターや大学、医師会、医療機関等が一体となった事業展開により、県内に勤務する医師の確保及び養成、定着を図る

①医師の派遣調整

- 医師派遣大学等協議会等を通じた情報共有
- 派遣先医療機関の選定
- 大学病院等への医師派遣の協力依頼

②キャリア形成プログラムの策定・運用

- 県養成医師による地域・診療科偏在の是正
- 医師のキャリア形成支援
- プログラムの理解促進等

③医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援及び子育て医師等支援

- 医師の働き方改革への支援
- 医師の負担軽減等の支援
- 子育て医師等の支援

④その他の施策

- 地域医療に関する情報発信及び教育機会の提供・拡充
- 臨床研修医及び専攻医の確保・育成、医師の定着促進

※各施策の実施に当たっては、地域医療介護総合確保基金等を活用

3 必要医師数を達成するための施策(地域枠等の設定)

- 2036年に必要な医師数の確保に向けて、短期的な施策では確保しきれない医師数を地域枠等の長期的な施策により確保
- 今後の地域枠設定等について、国の動向を踏まえながら、地域医療対策協議会において協議

## 第4-1章 産科における医師確保計画

### 1 本県の産科医療を取り巻く状況

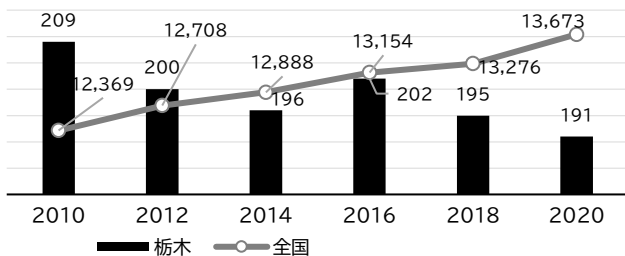
分娩取扱医療機関区分	病院	診療所	合計
医療機関(2023年)	10	20	30

	総分娩件数	出生割合(病院)	出生割合(診療所)	出生割合(その他)
栃木県(2022年)	10,580件	39.2%	60.1%	0.7%
全国(2022年)	777,115件	54.0%	45.3%	0.7%

厚生労働省「人口動態調査」

### 2 産科・産婦人科・婦人科医師数

[全国及び栃木県の産科・産婦人科・婦人科医師数の推移]



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」

### 3 分娩取り扱い医療施設の状況

医師数当たりの年間分娩件数	病院	診療所	合計
栃木県(2021年)	44.4	97.5	67.2
全国(2021年)	52.4	112.9	70.5

厚生労働省提供データ

### 4 産科における医師偏在指標

### 5 相対的医師少数区域の設定

医療圏等	指標	順位※	区域分類	
全国	10.5	—	—	
栃木県	10.3	22		
医療圏	那須・塩谷	9.6	113	
	宇都宮・上野原	6.1	233	相対的医師少数区域
	芳賀	13.1	44	
	下都賀	16.3	26	
	両毛	7.8	174	

厚生労働省提供データ ※ 258周産期医療圏中の順位

## 6 産科における医師確保の考え方

区分	医師の確保の方針
栃木県	・医師偏在指標が全国値以上となることを目標とする ・県内全ての医療圏が相対的医師少数区域を脱することを旨とする
宇都宮・上野原	・相対的医師少数区域を脱することを医師確保の方針とする
上記以外	・現在の医師偏在指標の維持を医師確保の方針とする

### 7 産科医確保に向けた施策

- ①周産期医療の提供体制等の見直しのための施策
- ②産科における医師の派遣調整
- ③産科医師の勤務環境を改善するための施策
- ④産科医師の養成数を増やすための施策

## 第4-2章 小児科における医師確保計画

### 1 本県の小児医療を取り巻く状況

区分	病院	診療所	合計
医療機関(2020年)	35	39	74

厚生労働省「医療施設調査」

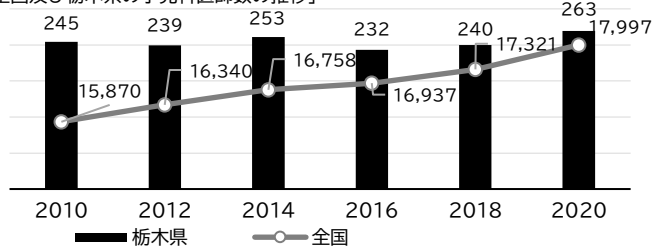
- ・本県の年少人口(0~14歳)は、2026年には21万3千人程度となり、2021年と比較して9.0%程度減少する見込み

医療圏等	2021年	2026年	増減率	
全国	15,318,076	13,900,576	▲9.3%	
栃木県	233,669	212,750	▲9.0%	
医療圏	宇都宮・日光	75,972	71,286	▲6.2%
	那須・塩谷・南那須	42,613	37,941	▲11.0%
	芳賀	17,126	14,645	▲14.5%
	小山	35,940	33,598	▲6.5%
	鹿沼・栃木	33,515	29,976	▲10.6%
	両毛	28,503	25,303	▲11.2%

厚生労働省提供データ

### 2 小児科医師数

[全国及び栃木県の小児科医師数の推移]



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」

## 3 小児科における医師偏在指標

### 4 相対的医師少数区域の設定

医療圏等	指標	順位※	区域分類	
全国	115.1	—	—	
栃木県	109.2	31		
医療圏	宇都宮・日光	65.8	280	相対的医師少数区域
	那須・塩谷・南那須	110.3	132	
	芳賀	104.7	161	
	小山	142.5	37	
	鹿沼・栃木	137.6	47	
	両毛	119.9	102	

厚生労働省提供データ ※ 303小児医療圏中の順位

### 5 小児科における医師確保の考え方

区分	医師の確保の方針
栃木県	・医師偏在指標が全国値以上となることを目標とする ・県内全ての医療圏が相対的医師少数区域を脱することを旨とする
宇都宮・日光	・相対的医師少数区域を脱することを医師確保の方針とする
上記以外	・現在の医師偏在指標の維持を医師確保の方針とする

### 6 小児科医確保に向けた施策

- ①小児医療の提供体制等の見直しのための施策
- ②小児科における医師の派遣調整
- ③小児科医師の勤務環境を改善するための施策
- ④小児科医師の養成数を増やすための施策

## 第5章 計画の推進

### 1 医師確保計画の効果の測定・評価

- ・二次保健医療圏ごとに医師確保の状況等について比較を行い、課題を抽出した上で、他の都道府県の取組等を参考にしながら適切な対策を実施
- ・医師確保計画の効果測定・評価の結果については、栃木県医療対策協議会において協議を行い、次期計画の策定・見直しに反映させるとともに、評価結果を次期医師確保計画に記載

